相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市江尻町一七八番地、最後の住所香川県坂出市旭町二丁目四番一六号　被相続人　亡　今田　絹代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

事務所東京都港区赤坂三丁目二番一二号赤坂ノアビル七階長野国助法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横澤　康平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市田沼一丁目二番、最後の住所静岡県藤枝市田沼一丁目二番二二―三〇五号　エンブル・ステーション藤枝　被相続人　亡　井戸上　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二A号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市田沼一丁目二番、最後の住所静岡県藤枝市田沼一丁目二番二二―三〇五号　エンブル・ステーション藤枝　被相続人　亡　井戸上宣代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二A号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市水海道橋本町三三二五番地、最後の住所静岡県牧之原市静波二二二〇番地二九　被相続人　亡　草間　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二A号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市主原町一八〇六番地、最後の住所大阪府茨木市主原町一一番二三号　被相続人　亡　三井　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階　相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区中道通三丁目二番六号　大誠荘　被相続人　亡　金本三郎こと　金　吹秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目一番一八号　日本生命神戸駅前ビル七階　相続財産管理人　弁護士　白　承豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市豊南町東四丁目二九番地、最後の住所兵庫県三田市つつじが丘北三丁目六番地の九　被相続人　亡　猪間　正輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階　相続財産管理人　弁護士　新井　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡三朝町大字福田二七四番地、最後の住所島根県大田市温泉津町小浜イ五一四番地一　被相続人　亡　坂西美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

事務所島根県出雲市渡橋町六一番地　一畑いずも渡橋ビル二階　相続財産管理人　弁護士　中井　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市栗林町一丁目一五四四番地、最後の住所香川県丸亀市柞原町三六六番地　三船病院　被相続人　亡　毛利みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

高松市亀井町五番地一　百十四ビル別館　河村・柳瀬法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柳瀬　治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字伊加利一七六五番地、最後の住所福岡県田川市大字伊田二三七二番地五　被相続人　亡　原田　恭作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

福岡県田川市平松町三番七四号　田川センタービル二階　田川第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　足立　昭佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区篠崎一丁目一〇七五番地、最後の住所北九州市小倉南区北方一丁目九番三五―一四〇一号　被相続人　亡　吉田　俊之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

北九州市小倉北区田町一一番一八号小池ビル五階田中・田代法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田代　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県うきは市吉井町五八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　津留崎芳勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月九日

福岡県久留米市城南町二二番地一四　相続財産管理人　司法書士　西中　智子

第３期決算公告

平成26年10月9日

東京都千代田区麹町二丁目５番地

ＮＫダムＥＳＣＯ栃木株式会社

代表取締役　荒井　昭光

貸借対照表の要旨（平成26年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,449
	固定資産	84,776
	合計	97,225
負債及び純資産の部	流動負債	12,940
	固定負債	117,600
	株主資本	△33,315
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43,315
	その他利益剰余金	△43,315
	（うち当期純損失）	(36,626)
	合計	97,225